

## 天草市における石炭灰リサイクル建設資材【アッシュクリート Type II】の取扱運用方針

### 1. 目的

天草市における開発行為等に盛土材などとして、石炭灰リサイクル建設資材【アッシュクリート Type II】（以下、ACⅡという）を使用する場合に必要な事務手続きを本運用方針に明示し、開発行為許可申請者、開発行為等届出造成主（以下、申請者等という）、施行者、設計者及び当該資材を製造、運搬、施工する中間処理業者が遵守徹底することによって、使用の妥当性と安全性の証明、及び適切な施工とその管理の透明性確保を図り、地域生活環境の保全に寄与する。

### 2. 適用

本運用方針は、都市計画法第29条に基づく開発行為許可（変更含む）申請、及び天草市開発行為等による災害防止条例第4条に基づく届出（変更含む）が必要となる開発行為等において、盛土材等にACⅡを使用する工事（以下、工事という）に適用する。

### 3. 使用条件

ACⅡを使用できる計画等条件は次のとおりとする。

- ① 工事完成後において、ACⅡを取り壊し撤去することが発生し、新たな産業廃棄物の排出が想定されるような計画としないこと。
- ② 公共施設（将来、公共施設として当該管理者へ帰属する可能性がある施設を含む）の築造、改修、補修に用いないこと。
- ③ その他、工事箇所周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないこと。

### 4. 必要資料等

（1）申請者等は、2に規定する工事にACⅡを使用しようとする場合、当該工事の所定の手続きと並行して、石炭灰リサイクル建設資材使用計画書（新規・変更）（様式1）を次の関連資料を添付して提出するものとする。

- ① 3に掲げる条件を満たしていることの説明資料（工事において整備する施設・設備等配置計画、現地調査結果、公共施設管理者との協議録等）
- ② 切土・盛土量及びACⅡ使用箇所が明確となる図面、資料
- ③ ACⅡの製造から現場施工における体制図（責任者及び作業者の氏名・資格を明記）
- ④ （2）に掲げる資料に係る実施方法等管理計画
- ⑤ 施工時及び工事完了後、生活環境の保全上支障になると想定される要因の排除対策等
- ⑥ 施工現場までの運搬経路図、並びに各工程の所要時間ほか関連データを明示した工程表

- ⑦. 熊本県に提出する石炭灰（フライアッシュ）再生利用計画書（添付資料含む）  
（熊本県が計画書を審査受理した場合は速やかにその写しを提出）
- ⑧. 使用する石炭灰種類毎の溶出試験（ヒ素、セレン、フッ素、ホウ素、六価クロム）、  
吸水率試験の試験結果
- ⑨. プラント受入時に行った直近2回の石炭灰の溶出試験（ヒ素、セレン、六価クロム、  
アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛）の結果
- ⑩. 開発行為等工事請負及びA C IIに係る契約書、または注文書・請書の写し（未発注で  
確定していない場合は発注後提出）
- ⑪. 住民等地元関係者への合同説明会記録簿
- ⑫. その他、工事に応じて必要とする資料

(2) 申請者等は工事着工後から完了時において、A C IIに係る次の試験、計測等を  
適宜実施し、速やかに資料を作成提出するものとする。

- ①. プラント搬出から現場流体化終了までの時間管理結果（運搬時間＋現場施工完了）
- ②. 現場で採取した溶出試験用試験体の溶出試験【JIS K0058-1】（項目 ヒ素、セ  
レン、フッ素、ホウ素、六価クロム）結果（A C II 施行中一月1回以上実施）
- ③. 降雨時における原水のPH計測（A C II 施行中・雨止後）結果
- ④. 地下水、湧水等原水のPH計測（A C II 施工前・施行中混濁時・硬化後）結果
- ⑤. 工程表（変更時及び実績）
- ⑥. 生アッシュクリートプラント製造時の管理結果
- ⑦. 生アッシュクリート製造日ごとの圧縮試験用供試体の強度管理（7日及び28日  
圧縮強度試験）結果
- ⑧. その他、工事に応じて必要とする資料

## 5. 取扱所管課

本運用方針に係る手続きは建設部建設総務課で処理する。

この運用方針は令和元年12月1日から適用する。